

指定生活介護事業所「ライフクリエートかほく」 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた介護・介助および指導・訓練等の生活支援を適切に行う。

2 事業にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な生活支援の提供ができるよう、努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（石川県条例第53号）の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名称 ライフクリエートかほく
- （2）所在地 石川県かほく市七窪八7番1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。

- （2）サービス管理責任者 1名

サービス管理責任者は、個別支援計画を作成し、利用者およびその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する生活介護の利用の申し込みに係る調整やサービス内容の管理等を行う。

- （3）生活支援員 5名以上

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画並びに実施、家族の各種相談に関することに従事する。

- （4）看護職員 1名

看護職員は、利用者の健康管理及び事業所内の衛生管理を行う。また、生活支援員等へ利用者の健康管理への取り組み及び事業所の衛生管理への取り組みについて助言・指導する。

(5) 医師 1名(囑託)

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし祝日等(国民の休日含)、8月15日、12月29日から1月3日の期間は休業とする。
- (2) 営業時間 午前9時より午後4時までとする。
- (3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、20名とする。

(事業の内容)

第7条 本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援(生活介護)計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体の介護
- (5) 機能訓練
- (6) 創作的活動
- (7) 生産的活動
- (8) 余暇活動
- (9) 健康管理
- (10) 利用者又は家族に対する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前二項の支払いを受ける額のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける事ができる。

- ① 食事の提供に要する費用の実費相当額
- ② 創作的活動に係る材料費の実費相当額
- ③ 入浴に係る水道光熱費の実費相当額
- ④ その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させるのが適当と認められるもの

- 4 事業所は第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、かほく市、羽咋市、内灘町、津幡町、宝達志水町の区域とする。これ以外の地域に関しては、必要性、緊急性を考慮して検討する。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時における対応)

第11条 事業所の従業者は、事業によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知する。

- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する事業によるサービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際してとった処置等を、都道府県及び市町、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する事業によるサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

第14条 提供した事業によるサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した事業によるサービスに関し、関係法規に基づき市町が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

4 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規程」に基づき行うものとする。
(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置。
- (2) 成年後見制度の利用支援。
- (3) 苦情解決体制の整備。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。
- (5) 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (6) 職員に対し、利用者の人権擁護及び虐待の防止に係る研修(年1回以上)を実施する。
- (7) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

- ① 生活介護個別支援計画
- ② 具体的なサービスの内容等の記録

- ③ 市町への通知に係る記録
 - ④ 身体拘束等に係る記録
 - ⑤ 苦情の内容等の記録
 - ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

指定短期入所事業所「ライフクリエートかほく」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）に基づく指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者及びその家族の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた介護・介助および指導・訓練等の生活支援を適切に行う。

2 事業にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

3 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町等関係行政機関、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な生活支援の提供ができるよう、努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（石川県条例第53号）の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 石川県かほく市七窪八7番1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従事者および業務運営を管理する。また、事業の従事者に対し法令等を遵守させるため必要な指導命令を行う。

- (2) 生活支援員 1名

生活支援員は、サービス提供記録を作成するほか、事業所に対する短期入所の利用の申し込みに係る調整やサービス内容の管理等を行う。

- (3) 栄養士 1名

栄養士は、利用者の栄養管理・指導及び食事の献立に関することを行う。

- (4) 医師 1名（嘱託）

医師は、利用者の緊急時において必要な対応を図るものとする。

（営業日・営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎週月曜日から土曜日とする。ただし、5月3日から5月5日、8月15日、12月31日から1月3日の期間は休業とする。
- (2) 営業時間 1日目は午前8時から。最終日は午後6時までを原則とする。
- (3) その他 上記の営業日・営業時間のほか、行事・季節慣例・突発的事由等により必要な場合、随時営業、時間延長または休業、時間短縮できるものとする。ただし、その際は利用者家族等に適切な方法で事前周知するものとする。

(利用定員)

第6条 1日の利用定員は、6名とする。

(事業の内容)

第7条 本事業所で行う事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 給食サービス
- (2) 入浴サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) 日常生活に関する相談

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、事業を提供した際は、利用者から当該事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障害者から当該事業に係る指定障害福祉サービス費用基準額の支払いを受けるものとする。

3 事業所は、前2項の支払いを受ける額のほか、事業において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払いを利用者から受ける事ができる。

- ① 食事の提供に要する費用の実費相当額
- ② その他、事業において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担させるのが適当と認められるもの

4 事業所は第1項から第3項までの費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用の額を支払った利用者に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、金沢市、かほく市、羽咋市、内灘町、津幡町、宝達志水町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

第11条 事業所の従事者は、事業によるサービスの提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急運搬等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従事者に周知する。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に対する事業のサービスの提供により、事故が発生した場合は、事故の状況や事故の際してとった処置等を、都道府県及び市町、当該利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるとともに、書面として記録するものとする。

2 事業所は、利用者に対する事業のサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(苦情解決)

第14条 提供した事業によるサービスに関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した事業によるサービスに関し、関係法規に基づき市町が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

4 事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規程」に基づき行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第15条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置。

(2) 成年後見制度の利用支援。

(3) 苦情解決体制の整備。

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。

(5) 委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(6) 職員に対し、利用者の人権擁護及び虐待の防止に係る研修（年1回以上）を実施する。

(7) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第16条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化の図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第17条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

(1) 緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2) 体験の機会・場

病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(3) 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年1回以上

2 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、従業員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

5 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該事業を提供した日から5年間保存しなければならない。

- ① 具体的なサービスの内容等の記録
 - ② 市町への通知に係る記録
 - ③ 身体拘束等に係る記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年3月22日から施行する。

社会福祉法人四恩会「ライフクリエートかほく」 日中一時支援事業 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、本人及び家族の生活の安定・向上を目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 社会福祉法人四恩会が開設する「ライフクリエートかほく」(以下「事業所」という。)が実施する事業は、利用者が一時的に居宅において日常生活を営むことができない際に、利用者の意思及び人格を尊重し、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言を、一時的に提供し、本人および家族の生活の安定を図る。
- 2 事業にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
 - 3 事業にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町、他の居宅支援事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業にあたっては、利用者の必要なときに必要な福祉サービスの提供ができるよう、努めるものとする。
 - 5 前 4 項のほか、各市町との委託契約書に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 ライフクリエートかほく
- (2) 所在地 かほく市七窪ハ 7 番 1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条 本事業における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名(常勤職員)
- (2) 生活支援員 1 名。学校が休業日に関しては必要に応じて配置する。但し、実際のサービス提供時間のみ勤務とする。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日及び土曜日で営業日と定めてある日
- (2) 但し、8 月 15 日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休日とする。
- (3) 営業時間は、送迎時間を含め午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。ただし、ライフクリエートかほくの生活介護事業、就労継続 B 型事業の利用者に関しては、個別の利用を考慮して延長することができる。

(日中一時支援事業の内容)

第6条 本事業所で行う日中一時支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員は6名
- (2) 給食サービス
- (3) 送迎サービス
- (4) 入浴サービスについては、要望に応じ実施を検討する。
入浴を実施した場合は、1回300円の入浴料を徴収する。

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 日中一時支援事業を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から必要経費の1割の居宅利用者負担額の支払いを受けるものとする。(但し、各市町で負担割合は異なる)

- 2 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付しなければならない。
- 3 食費を徴収する。中学生以上は、朝食300円、昼食650円、夕食650円。
小学生は、朝食300円、昼食300円、夕食450円とする。

(通常の日中一時支援事業の送迎実施地域)

第8条 通常の事業の送迎の実施地域は、かほく市、河北郡、この他の地域は相談により検討する。

- 2 送迎費の片道料金は、かほく市内150円、かほく市周辺200円、それ以外250円とする。
- 3 かほく市周辺とは内灘町、津幡町、宝達志水町、羽咋市とする。

(日中一時支援事業利用に当たっての留意事項)

第9条 金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。

- 2 所持品・備品等の持込については、危険物を除き自由とする。
- 3 事業所内での利用者の「営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動」は禁止する。
- 4 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 現に日中一時支援事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知する。

- 2 事業所は、非常災害時に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 3 事業所は、非常災害に備え、利用者及び従業員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄する。

(苦情解決)

- 第12条 提供した日中一時支援事業に関する利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 2 本事業所は、提供した日中一時支援事業に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の定めるところにより市町が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。
- 4 本事業所の苦情解決の手続きは、「社会福祉法人四恩会 苦情解決規程」に基づき行うものとする。

(虐待の防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、障害者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 事業所における虐待防止に関する責任者の選定及び設置。
 - (2) 成年後見制度の利用支援。
 - (3) 苦情解決体制の整備。
 - (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置。
 - (5) 委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (6) 職員に対し、利用者の人権緒擁護及び虐待の防止に係る研修（年1回以上）を実施する。
 - (7) 職員は、虐待を受けたと思われる障害者を発見した際やその疑いがある行為を発見した場合は、速やかに管理者および福祉事務所や児童相談所、市町担当窓口に通告するものとする。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

- 第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化のため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、従業員の資質向上のため研修（前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後一ヶ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 当事業所における日中一時支援事業は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
 - 5 この規程で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人四恩会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。